2025年2月6日

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前備置書類
（吸収分割に関する事前備置書類）

東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京スクエアガーデンWeWork内14階
ENECHANGE株式会社
代表取締役CEO　　丸岡　智也

ENECHANGE株式会社（以下「ENECHANGE」といいます。）は、ENECHANGEを吸収分割会社とし、EV充電サービス承継株式会社（以下「EV充電サービス承継」といいます。）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本会社分割」といいます。）を行うにあたり、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の規定により、本書類を備え置きます。

記

１．吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

別紙1の通りです。

２．分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

本会社分割に際しては、EV 充電サービス承継は、承継する権利義務の対価として株式その他の金銭等を交付しません。EV 充電サービス承継は ENECHANGE の 100％子会社であることから、かかる内容は相当であると判断しております。

また、本会社分割により EV 充電サービス承継の資本金及び準備金の額は変動しません。

３．吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第4号）

（１） 成立の日における貸借対照表の内容（会社法施行規則第183条第4号イ）

別紙2の通りです。

（２） 成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号ロ）

該当事項はありません。

（３） 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第4号ハ）

該当事項はありません。

４．吸収分割会社について、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

・ 有償新株予約権の発行

2024 年 1 月 22 日、ENECHANGE の取締役、子会社取締役、執行役員及び従業員に対し、有償新株予約権 24,214 個を発行いたしました（1 個当たりの発行価額：1,000 円、行使価額：1,055 円）。また、2024 年 2 月 16 日、ENECAHNGE の執行役員に対して新株予約権 286 個を発行いたしました（1 個あたりの発行価額：1,100 円、行使価額：1,130 円）。

・ 第三者割当による株式の発行

2024 年 2 月 26 日を払込期日として、JICVGI オポチュニティファンド 1 号投資事業有限責任組合を割当先とした第三者割当による募集株式の発行を行いました。当該募集株式の発行により、JICVGI オポチュニティファンド 1 号投資事業有限責任組合から 3,999,899,400 円の払込みを受け、1,999,949,700 円を資本金に、同額を資本準備金にそれぞれ計上しております。

・ 借入金の期限前弁済

ENECHANGE は、取引金融機関の 1 社より個別事情による早期弁済の依頼を受け、協議の結果、他の取引金融機関からも当該 1 社への任意早期弁済に対しての理解が得られたことから、2024 年 7 月 8 日、当該 1 社に対し、当初返済を予定していた 2025 年 6 月～12 月頃に先だって、同社からの借入金 570,000,000 円全額の期限前弁済を実施しました。

・ 決算期の変更

ENECHANGE は、2024 年 7 月 29 日開催の取締役会において、決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更について決議し、2024 年 9 月 3 日開催の臨時株主総会の承認を得ております。

ENECHANGE の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとしておりましたが、同決議及び同承認により、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに変更されております。なお、決算期変更の経過期間となる第 10 期は、2024 年 1 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの 15 か月となる予定です。

５．吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

（１） ENECHANGE の債務の履行の見込みについて

① ENECHANGE の 2023 年 12 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は

5,584,985,000 円、負債の額は 5,078,696,000 円です。

② 本会社分割により ENECHANGE が EV 充電サービス承継に対して移転する予定の資産の額は 1,149,668 千円、負債の額は 5,423,014 千円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておらず、また、本会社分割の効力発生日までにこれらの額に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておりません。

③ ENECHANGE は、本会社分割の効力発生の直後に、EV 充電サービス承継の発行済株式のうち 51%を中部電力ミライズ株式会社（以下「中部電力ミライズ」といいます。）に譲渡（以下「本株式譲渡」といいます。）し、本株式譲渡の実行後に、ENECHANGE 及び中部電力ミライズは、その持株比率（ENECAHNGE：49.0%、中部電力ミライズ：51.0%）に応じて EV 充電サービス承継の増資（総額 6,000,000,000 円。以下「本増資」といいます。）を引き受ける予定です。ENECHANGE が本増資に伴い EV 充電サービス承継に払い込む金銭（2,940,000,000 円）は、ENECHANGE の子会社であって、EV 充電サービス承継に承継される予定の ENECHANGE EV ラボ株式会社（以下「EV ラボ」といいます。）による ENECHANGE からの借入金全額の弁済及び EV 充電インフラ 2 号が ENECHANGE に対して発行している社債の一部の償還が完了した後に、その資金をもって実施される予定です。また、本増資によって ENECHANGE 及び中部電力ミライズから EV 充電サービス承継に払い込まれる金銭は、EV ラボ、EV 充電インフラ 1 号及び EV 充電インフラ 2 号に対して更に追加出資され、当該追加出資された資金をもって、EV ラボによる ENECHANGE からの借入金並びに EV 充電インフラ 1 号及び EV 充電インフラ 2 号が ENECHANGE に対して発行している社債は、いずれも全額弁済又は償還される予定です。本会社分割は、本株式譲渡及び本増資を前提として行われるものであり、これら一連の取引を遂行することにより、本会社分割の効力発生日以後も、ENECHANGE の資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

④ 本会社分割の効力発生日以後の ENECHANGE の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、ENECHANGE の債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。

⑤ 従いまして、本会社分割の効力発生日以後における ENECHANGE の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

（２） EV 充電サービス承継の債務の履行の見込みについて

① 2025 年 1 月 24 日（会社成立の日）現在の貸借対照表における資産の額は 1 円、負債の額は 0 円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

② 本会社分割により EV 充電サービス承継が ENECHANGE より承継する予定の資産の額は 1,149,668 千円、負債の額は 5,423,014 千円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておらず、また、本会社分割の効力発生日までにこれらの額に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていませんが、上記５．（１）③のとおり、本会社分割の前提となる本株式譲渡及び本増資の一連の取引を遂行することにより、本会社分割の効力発生日以後、EV 充電サービス承継の資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

③ 本会社分割の効力発生日以後の EV 充電サービス承継の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、EV 充電サービス承継の債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。

④ 従いまして、本会社分割の効力発生日以後における EV 充電サービス承継の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙１　吸収分割契約書



吸収分割契約書

ENECHANGE 株式会社（以下「**分割会社**」という。）及び EV 充電サービス承継株式会社（以下「**承継会社**」といい、分割会社及び承継会社を個別に「**各当事者**」といい、併せて「**両当事者**」と総称する。）は、分割会社が営む EV 充電事業（EVsmart Web Media（但し、EVsmart ウェブサイトに係る事業は除く。）に係る事業を含み、以下「**本対象事業**」という。）に関して有する権利義務の一部を承継会社に承継させる吸収分割（以下「**本吸収分割**」という。）に関し、以下のとおり、吸収分割契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第1条　吸収分割

分割会社は、本契約に定めるところに従い、本効力発生日（第 5 条に定義される。以下同じ。）をもって、吸収分割の方法により、本承継対象権利義務（第 4 条第 1 項に定義される。以下同じ。）を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第2条　当事会社の商号及び住所

分割会社及び承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 分割会社

商号：　ENECHANGE 株式会社

本店：　東京都中央区京橋 3-1-1 東京スクエアガーデン WeWork 内 14 階

(2) 承継会社

商号：　EV 充電サービス承継株式会社

本店：　東京都中央区京橋 3-1-1 東京スクエアガーデン WeWork 内 14 階

第3条　本吸収分割に際して交付する対価に関する事項

承継会社は、本吸収分割に際して、分割会社に対して、承継会社が第 1 条に基づき承継する本承継対象権利義務に代わる株式その他の金銭等を交付しない。

第4条　本吸収分割により承継する権利義務

1. 本吸収分割に際し、承継会社が分割会社から承継する権利義務（以下「**本承継対象権利義務**」という。）は、別紙「本承継対象権利義務明細」に定めるとおりとする。但し、(i) 法令によって、本吸収分割により承継することができない権利義務、(ii) Terra

Charge 株式会社を原告とし分割会社を被告とする令和 6 年 11 月 29 日付訴状に基づく Terra Charge 株式会社と分割会社間の訴訟に関する訴訟上の地位及び関連する一切の権利義務並びに(iii) その他両当事者が別途合意する権利義務は除く。

2. 承継会社が本吸収分割により分割会社から承継する債務については、全て免責的債務引受の方法によるものとし、分割会社は、本効力発生日以降、承継会社が本吸収分割により承継する一切の債務について弁済又は履行の責を免れるものとする。

3. 第 1 項により承継会社が承継する本承継対象権利義務のうち、会社法第 759 条第 2 項の規定により両当事者の連帯債務となった債務が存在する場合の当該債務は、両当事者間においては、承継会社の最終的な負担とする。かかる場合において、分割会社が弁済その他の負担をしたときは、分割会社は承継会社に対してその負担額を求償することができる。

4. 第 1 項により承継会社が承継する分割会社の債務を除き、承継会社は分割会社の債務を引き受けない。但し、会社法第 759 条第 3 項又は同条第 4 項の規定により分割会社の債務を承継会社が弁済その他の負担をしたときは、承継会社は分割会社に対してその負担額を求償することができる。

5. 両当事者は、本承継対象権利義務のうちその承継又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものにつき、相互に協力してこれを行うものとし、かかる手続の履行に要する費用は、分割会社の負担とする。但し、各当事者に対して課される公租公課は、各自の負担とする。

6. 両当事者は、本吸収分割による承継に当たり、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「**NeV**」という。）の承諾が必要な充電設備について、基準時点（別紙において定義する。）までに当該承諾が取得できなかった場合には、当該承諾が取得され次第速やかに、相互に協力の上で、承継会社による追加の対価の支払いなしに当該充電設備を承継会社に承継させるものとする。

第5条　　本吸収分割の効力発生日

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2025 年 3 月 10 日とする。但し、本吸収分割の手続の進行等に応じて本効力発生日を変更する必要がある場合、両当事者は、相互に協議し、合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第6条　　吸収分割契約の承認

1. 分割会社は、会社法第 784 条第 2 項の定めに従い、同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。

2. 承継会社は、会社法第 796 条第 1 項の定めに従い、同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第7条　　誤入金等の精算

本効力発生日以降、以下の各号に定める事由が生じた場合、各当事者は、相手方当事者に対し、当該各号に定める額の支払を請求することができる。

(1) 相手方当事者が自らに帰属すべき金銭債権の弁済その他の支払を受領した場合：当該受領額

(2) 自らが相手方当事者の負担すべき金銭債務につき弁済その他の負担をした場合：当該負担額

第8条　　競業避止義務

分割会社は、会社法第 21 条に基づく競業避止義務を負わない。

第9条　　本契約の解除・変更

本契約の締結日から本効力発生日の前日までの間に、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合又は本契約の目的の達成が困難となった場合、両当事者は、相互に協議し、合意の上、本契約を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条　準拠法及び管轄裁判所

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条　誠実協議

両当事者は、本契約に定めのない事項又は本契約の条項に関する疑義が生じた場合、

相互に誠実に協議の上、これを解決するよう努める。

（以下、余白）

本契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、各当事者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 1 月 24 日

分割会社：　東京都中央区京橋 3-1-1 東京スクエアガーデン
WeWork 内 14 階
ENECHANGE 株式会社
代表取締役 CEO　丸岡　智也

承継会社：　東京都中央区京橋 3-1-1 東京スクエアガーデン
WeWork 内 14 階
EV 充電サービス承継株式会社
代表取締役　丸岡　智也

別紙

本承継対象権利義務明細

分割会社は、本吸収分割により、承継会社に対し、下記の資産、負債、契約その他の権利義務を承継させる。

1. **流動資産**

以下に掲げる分割会社の流動資産。但し、本効力発生日の前日の終了時点（以下「**基準時点**」という。）で存在するものに限る。

(1) 売掛金及び契約資産（本対象事業のみに関して生じたもの又は第 6 項に掲げる契約（なお、同項第(13)号①乃至⑤に掲げる契約は除く。）に基づくものに限る。）
(2) 仕掛品及び貯蔵品（本対象事業のみに関して生じたもの又は第 6 項に掲げる契約（なお、同項第(13)号①乃至⑤に掲げる契約は除く。）に基づくものに限る。）
(3) 前払費用、未収入金、未収収益、立替金、仮払金及び仮払消費税（本対象事業のみに関して生じたもの又は第 6 項に掲げる契約（なお、同項第(13)号①乃至⑤に掲げる契約は除く。）に基づくものに限り、基準時点までに行使された分割会社の第 7 回新株予約権に係る未徴収の源泉所得税は除く。）
(4) その他流動資産（但し、本対象事業のみに関して生じたもの又は第 6 項に掲げる契約（なお、同項第(13)号①乃至⑤に掲げる契約は除く。）に基づくものに限り、また、現預金は除く。）

2. **有形固定資産**

以下に掲げる分割会社の有形固定資産。但し、(i) 基準時点で存在するものに限り、また、(ii) 本吸収分割による承継について NeV の承諾が必要な充電設備に関しては、基準時点において、当該承諾が得られている場合に限る。

(1) 本対象事業に使用する建物（本対象事業のみに使用される区画に限る。）内に所在する建物付属設備
(2) 本対象事業のみに関して保有する有形固定資産（前号を除く。）

3. **無形固定資産**

以下に掲げる分割会社の無形固定資産。但し、基準時点で存在するものに限る。

(1) 本対象事業のみに関するソフトウェア
(2) 本対象事業のみに関するその他無形固定資産（第 8 項に規定する知的財産権は除

く。）

4. 投資その他の資産

以下に掲げる分割会社の投資その他の資産。但し、基準時点で存在するものに限る。

(1) ENECHANGE　EVラボ株式会社（以下「**EVラボ**」という。）に係る株式

(2) EV充電インフラ1号合同会社（以下「**EV充電インフラ1号**」という。）及びEV充電インフラ2号合同会社（以下「**EV充電インフラ2号**」という。）に係る社員持分

(3) 本対象事業のみに関する投資その他の資産（前各号並びにEVラボに対する貸付金、EV充電インフラ1号の発行する社債及びEV充電インフラ2号が発行する社債を除く。）

5. 負債

以下に掲げる分割会社の負債。但し、基準時点で存在するものに限り、また、第6項第(13)号①乃至⑤に掲げる契約に基づくものは含まない。

(1) 買掛金、未払金、未払費用、短期リース債務、契約負債、預り金、仮受金及び仮受消費税（本対象事業のみに関して生じたもの又は第6項に掲げる契約に基づくものに限る。）

(2) 本承継対象従業員（第7項で定義される。）に関する給与、諸手当及び賞与等の支払債務（これらに伴う租税等（但し、基準時点までに行使された分割会社の第7回新株予約権に係る源泉所得税は除く。）の支払債務を含む。）に係る未払金、未払費用及び預り金（但し、本効力発生日の前日までに支払日が到来しているにもかかわらず、当該支払日までに支払われなかったものを除く。）

(3) 前各号に定めるもののほか、分割会社が本対象事業のみに関して負う負債

6. 契約（労働契約を除く。）

分割会社が当事者である契約（労働契約を除く。）のうち、以下に掲げるもの（但し、基準時点において有効に存在するものに限る。また、本吸収分割による承継について当該契約の相手方の承諾又は同意が必要な契約に関しては、基準時点において、当該契約の相手方の承諾又は同意が得られている場合に限る。）に係る契約上の地位並びに当該契約に基づき又は関連する一切の権利及び義務。

(1) EV充電設備設置場所の所有者又は管理者との間の本対象事業に関する契約

(2) EV充電エネチェンジの代理店との間の本対象事業に関する契約

(3) EV充電インフラ1号及びEVラボとの間のEV充電器等の売買及び設置工事に関

する契約

(4) EV充電インフラ1号のリース債務に係る債権者との間の当該リース債務の連帯保証契約

(5) EV充電インフラ1号との間の同社の運営に関する契約及びその変更覚書

(6) EV充電インフラ1号に対する出資者との間の匿名組合出資持分の買取りに関する契約

(7) EV充電インフラ2号との間の同社の運営に関する契約

(8) 飛宏科技日本株式会社との間の EV ラボ株式に関する株式譲渡契約及びその変更覚書

(9) 株式会社 e-mobility Power との間の業務提携に関する契約

(10) 本承継対象従業員である執行役員に係る委任契約

(11) 業務委託契約に基づき本対象事業のみに従事する人員に係る当該業務委託契約

(12) 本承継対象従業員である派遣労働者に係る労働者派遣（個別）契約

(13) 前各号のほか、分割会社が本対象事業のみに関して締結している契約。但し、以下に掲げる契約は除く。

① EV充電インフラ1号及びEV充電インフラ2号における金融機関からの借入れに係る保証契約

② EVラボとの間の極度貸付約定書

③ EV充電インフラ1号及びEV充電インフラ2号が発行する社債の引受契約

④ 本承継対象従業員に対する貸付けに関する契約及び新株予約権の割当てに関する契約

⑤ EVラボとの間の2022年11月18日付オフィススペース賃貸借契約書、並びにEVラボ及びWWJ株式会社の間の2022年12月26日付覚書

⑥ 本効力発生日後における分割会社及び承継会社の間におけるサービスの提供等に係る業務委託等に関する契約

7. 労働契約

添付 1 の従業員番号により特定される分割会社の従業員（以下「**本承継対象従業員**」という。）の労働契約（但し、基準時点において有効に存在するものに限る。）に係る契約上の地位並びに当該労働契約に基づく一切の権利及び義務（但し、本効力発生日の前日までに支払日が到来しているにもかかわらず、当該支払日までに支払われなかった未払債務の支払義務を除く。）。

8. 知的財産権

分割会社の本対象事業のみに属する特許権、商標権、著作権、意匠権、実用新案権、

特許を受ける権利、意匠登録を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、ライセンス契約に基づく一切権利（ソフトウェアライセンスを含む。）、ノウハウ、営業秘密その他の知的財産権（**添付 2** の商標権はこれに含まれる。）

以　上

別紙

添付 1　　本承継対象従業員

番号	従業員番号	契約日	摘要
1	322014	2024/1/1	委任契約
2	323021	2024/1/1	委任契約
3	515007	2015/9/1	雇用契約
4	520062	2020/4/16	雇用契約
5	521091	2021/7/1	雇用契約
6	521097	2021/7/12	雇用契約
7	521106	2021/12/1	雇用契約
8	521109	2021/12/22	雇用契約
9	522117	2022/2/1	雇用契約
10	522122	2022/3/1	雇用契約
11	522123	2022/3/1	雇用契約
12	522124	2022/3/7	雇用契約
13	522132	2022/4/1	雇用契約
14	522134	2022/4/11	雇用契約
15	522135	2022/4/18	雇用契約
16	522139	2022/5/1	雇用契約
17	522141	2022/5/9	雇用契約
18	522142	2022/5/9	雇用契約
19	522143	2022/5/23	雇用契約
20	522148	2022/6/1	雇用契約
21	522156	2022/7/1	雇用契約
22	522162	2022/8/1	雇用契約
23	522164	2022/8/1	雇用契約
24	522165	2022/8/1	雇用契約
25	522170	2022/8/16	雇用契約
26	522172	2022/9/1	雇用契約
27	522173	2022/9/1	雇用契約
28	522178	2022/10/1	雇用契約
29	522179	2022/10/1	雇用契約

30	522180	2022/10/1	雇用契約
31	522186	2022/10/31	雇用契約
32	522187	2022/10/31	雇用契約
33	522188	2022/11/1	雇用契約
34	522190	2022/11/1	雇用契約
35	522193	2022/11/1	雇用契約
36	522194	2022/11/16	雇用契約
37	522196	2022/12/1	雇用契約
38	522198	2022/12/1	雇用契約
39	522199	2022/12/1	雇用契約
40	522201	2022/12/12	雇用契約
41	523214	2023/1/1	雇用契約
42	523220	2022/7/1	雇用契約
43	523222	2023/1/16	雇用契約
44	523230	2023/3/1	雇用契約
45	523231	2023/3/1	雇用契約
46	523232	2023/3/1	雇用契約
47	523235	2023/4/1	雇用契約
48	523238	2023/4/16	雇用契約
49	523239	2023/5/1	雇用契約
50	523243	2023/6/1	雇用契約
51	523244	2023/6/1	雇用契約
52	523251	2023/7/1	雇用契約
53	523252	2023/7/1	雇用契約
54	523254	2022/5/9	雇用契約
55	523255	2022/10/16	雇用契約
56	523259	2023/7/16	雇用契約
57	523262	2023/7/16	雇用契約
58	523264	2023/8/1	雇用契約
59	523265	2023/8/1	雇用契約
60	523267	2023/8/16	雇用契約
61	523268	2023/9/1	雇用契約
62	523269	2023/9/1	雇用契約

63	523277	2023/9/16	雇用契約
64	523281	2023/10/1	雇用契約
65	523282	2023/10/1	雇用契約
66	523288	2023/11/1	雇用契約
67	523290	2023/11/1	雇用契約
68	523292	2023/12/1	雇用契約
69	523293	2023/12/1	雇用契約
70	523294	2023/12/1	雇用契約
71	524300	2024/1/1	雇用契約
72	524302	2024/1/1	雇用契約
73	524304	2022/5/16	雇用契約
74	524305	2023/2/1	雇用契約
75	524306	2022/10/1	雇用契約
76	524307	2022/8/1	雇用契約
77	524308	2022/12/1	雇用契約
78	524309	2022/12/12	雇用契約
79	524310	2023/4/1	雇用契約
80	524311	2023/7/1	雇用契約
81	524312	2022/11/16	雇用契約
82	524314	2022/12/1	雇用契約
83	524315	2024/2/1	雇用契約
84	524316	2024/2/1	雇用契約
85	524320	2024/3/1	雇用契約
86	524322	2024/3/1	雇用契約
87	524323	2024/3/1	雇用契約
88	524324	2024/3/1	雇用契約
89	524325	2024/3/1	雇用契約
90	524326	2024/3/1	雇用契約
91	524329	2024/3/1	雇用契約
92	524330	2024/3/1	雇用契約
93	524331	2024/3/1	雇用契約
94	524332	2024/3/1	雇用契約
95	524338	2024/4/1	雇用契約

96	524339	2024/4/1	雇用契約
97	524340	2024/4/1	雇用契約
98	524341	2024/4/1	雇用契約
99	524342	2024/4/1	雇用契約
100	524343	2024/4/1	雇用契約
101	524344	2024/4/1	雇用契約
102	524351	2024/4/1	雇用契約
103	524352	2024/4/1	雇用契約
104	524354	2024/5/1	雇用契約
105	524355	2024/5/1	雇用契約
106	524356	2024/5/1	雇用契約
107	524357	2024/5/1	雇用契約
108	524361	2024/6/1	雇用契約
109	524362	2024/6/1	雇用契約
110	524363	2024/6/1	雇用契約
111	524364	2024/6/1	雇用契約
112	524365	2024/6/1	雇用契約
113	524366	2024/6/1	雇用契約
114	524367	2024/6/1	雇用契約
115	524370	2024/6/1	雇用契約
116	524371	2024/6/1	雇用契約
117	524374	2024/7/1	雇用契約
118	524375	2024/7/1	雇用契約
119	524376	2024/7/1	雇用契約
120	524377	2024/7/1	雇用契約
121	524378	2024/7/1	雇用契約
122	524385	2022/11/16	雇用契約
123	524386	2023/7/1	雇用契約
124	524387	2023/9/1	雇用契約
125	524388	2023/11/1	雇用契約
126	524389	2023/11/1	雇用契約
127	524395	2024/8/1	雇用契約
128	524404	2024/9/1	雇用契約

129	525414	2022/11/16	雇用契約
130	525415	2023/1/1	雇用契約
131	525416	2023/6/1	雇用契約
132	525417	2023/6/16	雇用契約
133	525421	2023/9/1	雇用契約
134	525422	2023/10/1	雇用契約
135	525423	2023/10/1	雇用契約
136	525424	2023/11/1	雇用契約
137	525425	2024/1/1	雇用契約
138	525426	2024/2/1	雇用契約
139	525427	2024/4/1	雇用契約
140	722052	2022/10/16	雇用契約
141	722058	2022/11/1	雇用契約
142	722059	2022/11/1	雇用契約
143	723078	2023/1/1	雇用契約
144	723081	2023/2/1	雇用契約
145	723101	2023/9/1	雇用契約
146	723102	2023/9/1	雇用契約
147	723104	2023/9/1	雇用契約
148	723107	2023/9/1	雇用契約
149	724119	2024/1/1	雇用契約
150	724120	2024/1/1	雇用契約
151	724123	2024/2/1	雇用契約
152	724124	2024/2/1	雇用契約
153	724129	2024/3/1	雇用契約
154	724130	2024/3/1	雇用契約
155	724131	2024/4/1	雇用契約
156	724132	2024/4/1	雇用契約
157	724135	2024/4/1	雇用契約
158	724136	2024/4/1	雇用契約
159	724138	2024/4/1	雇用契約
160	724139	2024/5/1	雇用契約
161	724140	2024/5/1	雇用契約

162	724143	2024/6/1	雇用契約
163	724144	2024/6/1	雇用契約
164	724145	2024/6/1	雇用契約
165	724148	2024/7/1	雇用契約
166	724154	2024/10/1	雇用契約
167	724156	2024/12/1	雇用契約
168	724157	2024/12/1	雇用契約
169	725161	2025/1/1	雇用契約

添付 2　　商標権

№	事業部名	依頼先	国名	法域	出願番号	登録日	登録番号	商標/発明の名称
1	EV 充電事業部	一色国際特許事務所	日本	商標	商願 2023-059024	2024/1/04	6767424	第 42 類／EV 充電エネチェンジ（ロゴ）
2	EV 充電事業部	一色国際特許事務所	日本	商標	商願 2022-130469	2023/7/14	6717493	EV 充電エネチェンジ／ENECHANGE(ロゴ)
3	EV 充電事業部	テックバイザー国際特許商標事務所	日本	商標	商願 2014-010188	2014/6/27	5681272	EVSMART
4	EV 充電事業部	一色国際特許事務所	日本	商標	商願 2024-052307	2024/12/20	6878930	エネチェンジパスポート

5	EV 充電事業部	一色国際特許事務所	日本	商標	商願 2024-052308	2024/12/20	6878931	エネパス
6	EV 充電事業部	一色国際特許事務所	日本	商標	商願 2024-058920	2024/06/03 (出願日)	N/A	パスポート





別紙２　EV 充電サービス承継の成立の日における貸借対照表

EV充電サービス承継株式会社

会社成立日現在の貸借対照表

資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金預金	1円		0円
流動資産合計	1円	固定負債	0円
固定資産		負債の部合計	0円
	0円	純資産の部	
繰延資産	0円	株主資本	
		資本金	1円
		資本剰余金	0円
		資本準備金	0円
		利益剰余金	0円
		株主資本の部合計	1円
		評価・換算差額等	0円
		新株予約権	0円
		純資産の部合計	1円
資産の部合計	1円	負債及び純資産の部合計	1円